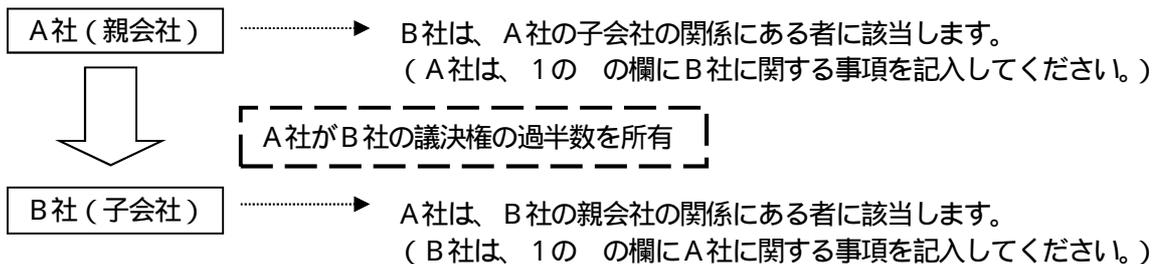
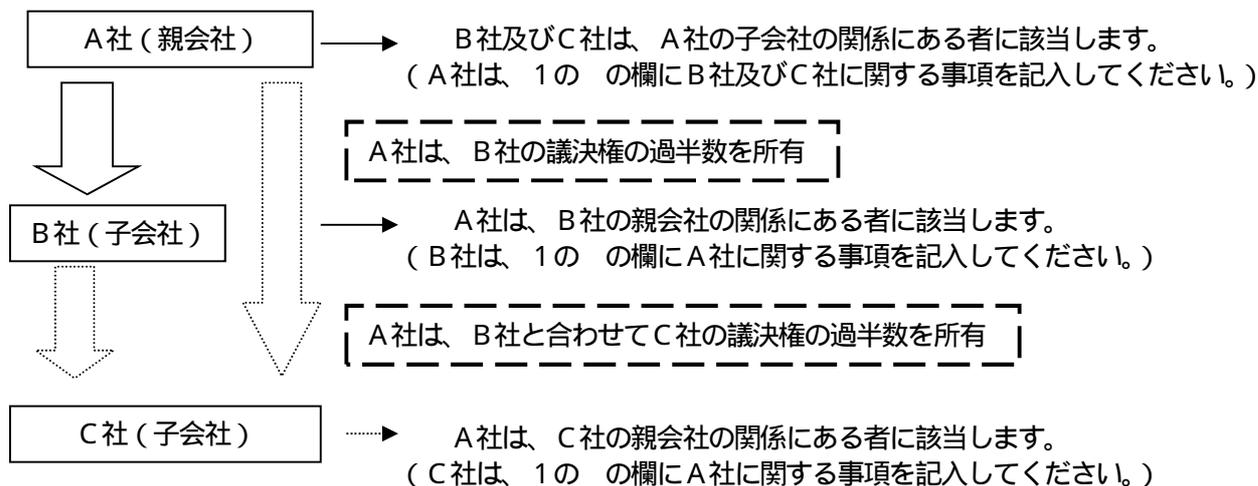


1の 及び に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。  
 一方の会社A<sup>1</sup>、<sup>2</sup>が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係  
 (A社とB社は、同一の入札に参加できません。)

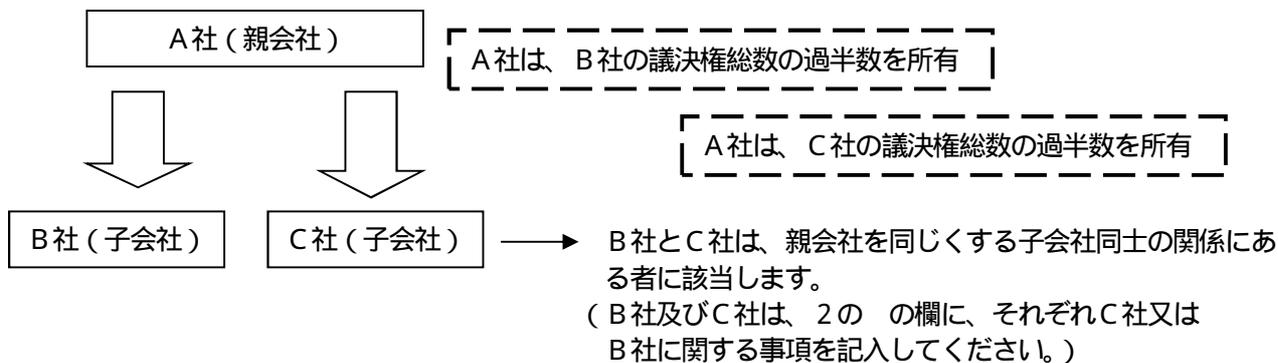


- 1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。
- 2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数(複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる)を含みます。)を所有している場合を含みます。

一方の会社Aが、 の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係  
 (A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)

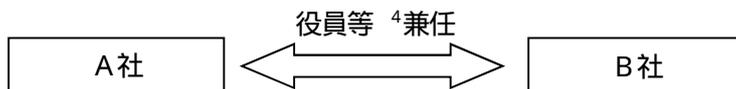


2の に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。  
 B社の議決権総数の過半数を所有している会社とC社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもA社<sup>3</sup>である場合におけるB社とC社の関係  
 (B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)



- 3 市の競争入札参加資格の有無、各事業の登録の有無及び法人格の有無を問いません。

3に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。

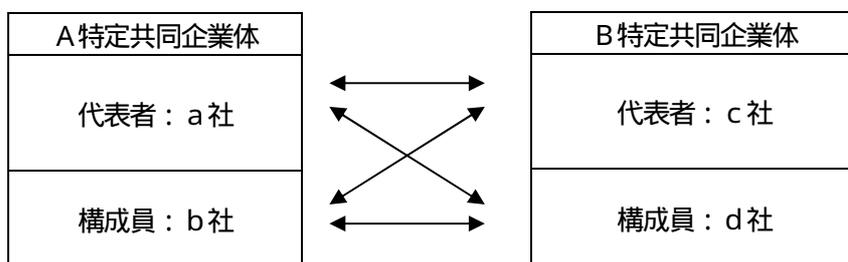


4 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- イ 取締役（委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）
- ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
- オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主  
（社外取締役、監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。）

入札参加者が共同企業体である場合の適用について

矢印で結ばれた2社の間に、資本的關係又は人的關係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。



矢印で結ばれた2社の間に資本的關係又は人的關係があっても、同一の入札への参加は制限されません。

